自治体備蓄促進に向けた調査検討業務 有識者会議 品目の標準化分科会（第１回）
議事要旨

１．会議の概要

日　時：令和８年１０月２７日（火）１３：００～１５：１０

場　所：オンライン

出席者：

■ 分科会委員

・宇田川委員（防災科学技術研究所）※ 分科会リーダー

・小山内委員（男女共同参画地域みらいねっと）

・栗田委員（レスキューストックヤード／ＪＶＯＡＤ）

・須藤委員（お茶の水女子大学）

・西室委員（コメリ災害対策センター）

・藤本委員（熊本県）　（五十音順）

■ 内閣府（防災担当）

■ 事務局（NTT 東日本株式会社）

２．議事概要

⑴ 検討会の概要と本分科会の位置付け、アンケート結果、既往災害の課題と国の政策・指針について

事務局より、次のとおり説明。

- 令和７年度の災害対策基本法改正により、地方公共団体に備蓄状況の年１回の公表が義務付けられたことを受け、昨年度は備蓄すべき品目・公表する品目をカテゴリー１～４に整理した。今年度は必要数量の考え方（基礎計算式）とガイドラインを策定し、本分科会はガイドライン４章「備蓄品目の標準化」を担う。対象はカテゴリー１・２の品目とする。
- 計算式は備蓄の「量」を示すものであり、品目ごとの仕様・規格のばらつきは反映しきれない。ばらつきにより、公表された備蓄量の比較や応援物資の受入れが難しくなるほか、備蓄していても避難生活の質を一定に保てない。標準化の目的は、①調達・運用の円滑化、②避難所の質の確保・向上の２点とする。分科会は全３回で、第２回で案を検討し、第３回で確定する。重点品目の詳細仕様は次年度以降での検討となる見込み。
- 自治体アンケート（速報値）では、半数以上の自治体が明確な基準なく個別判断で仕様を決めている一方、国に推奨サイズ・容量や推奨規格・性能、対象者別の推奨仕様等の提示を求めている。標準化を望む品目は、市区町村では食料が最多で、都道府県では応急用品・避難所用品、寒冷・猛暑対応用品が上位。要配慮者向け物資は数量算定が難しく、別途算定していない自治体が約半数ある。

・ 既往災害では、規格の異なる段ボールベッドが少量ずつ届き区画設定が困難になったこと、パン中心の食事や特殊栄養食品の不足等の課題があった。一方、事前協定に基づき規格のそろった物資が一括で届いた事例では、避難所の質の向上につながった。国は国土強靱化実施中期計画において、スフィア基準を満たす避難所に必要な備蓄を行う市区町村の割合をＫＰＩとしているが、満たすべき仕様までは示されていない。

(2) 論点①（検討の深さを全品目と重点品目の２段階に設定する）について

事務局より論点①について説明。審議の結果、次のとおり合意された。

・ カテゴリー１・２の全品目を対象に品目説明・標準規格・換算単位を整理し、そのうち重点品目については標準仕様まで深掘りする２段階の進め方とする。今年度は重点品目の選定までを目標とし、重点品目以外の品目を重点品目並みに詳細整理するかは現時点では未定。

・ なお、「重点品目」は備蓄の優先順位と誤解されないよう、ガイドラインでの表現を見直す。また、標準化の目的・考え方（何のための標準化か）を整理し、第２回で示す。

委員からの主な意見等は次のとおり。

・ アンケート結果は、被災経験の有無によって回答傾向が異なる可能性があり、平均値のみで判断すべきではない。被災経験のない自治体は保管スペースや組立ての容易さから物資を選びがちだが、長期の避難生活には適さない場合もある。なぜその仕様が必要なのか、根拠をあわせて示す必要がある。

・ 自治体がベッドを購入する際、保管場所を理由に大半の市町村が簡易ベッドを選択したが、令和８年熊本地震では避難生活の長期化に伴い段ボールベッドが必要となった。フェーズや実情を踏まえた検討が必要。

・ 食料には主食・副食・特殊栄養食品等が含まれる。また、おむつはサイズにより漏れが生じるなど自治体が選定に悩む品目であり、検討対象とすべき。

・ 仕様を決めるだけでは、物が置かれるだけになりかねない。スフィア基準では、トイレは数だけでなく明かりや鍵があり、女性や子どもが安心して使えることが求められている。そうした考え方や官民連携の前提を、報告の冒頭に示すべき。

・ 被災者から見た避難所の質、自治体の調達・運用、物の品質という着眼点が混在している。本分科会がどの視点で標準化を取りまとめるのか整理すべき。

宇田川リーダーより、次のとおり総括。

・ 検討期間が限られているため、全品目のうち一部の品目に絞って深掘りする進め方については、おおむね合意が得られた。

・ 一方、委員の意見は大きく次の２つに分けられる。

  - １つ目は、本論点の標準化に関する意見である。
    - 「重点品目」という表現が備蓄の優先順位と誤解されないようにすること。
    - ガイドラインは自治体に示すものなので、どのような思想・考え方で標準化を進めるのかをあわせて整理すること。
    - 事務局は、これらを第２回分科会に反映すること。

- ２つ目は、本取組全体に関わる幅広い意見である。
  - 備蓄の前提となる考え方や官民連携のあり方などが該当する。
  - これらは本分科会で結論を出すものではないため、検討会への報告や報告書の段階で記録に残し、いずれかの段階で反映できるよう事務局で整理すること。

(3) 論点②（重点品目で定める項目と水準（３層構造））について

事務局より論点②について説明。審議の結果、次のとおり整理された。

- 当面は最低基準・推奨仕様・オプションの３層で作業を進める。ただし、３層の定義・位置付け及び記載例は、自治体が混乱しないよう運用面も含めて整理し直し、第２回で改めて示す。
- 要配慮者向けの品目はオプションに含めず、それぞれの品目ごとに基準・仕様を整理する。オプションは地域特性等に応じて選ぶ水準とする。

委員からの主な意見等は次のとおり。

- 乳児用ミルク等、特定の人のみが使う品目も、それ自体に最低基準・推奨仕様・オプションを設けるべき（例：最低基準は乳児用ミルク、推奨は液体ミルク、オプションは直接乳首を装着できる缶ミルク）。
- 要配慮者をオプションに含めると差別的な印象を与える。要配慮者向けの最低基準・推奨仕様を別途設けるべき。
- 必須の機能・安全性は定めつつ、許容できる仕様の幅を持たせるべき。固定しすぎると市場流通や災害時の調達を妨げるおそれがある。
- 最低基準の記載例はイメージしにくい。床面からの高さ等、エビデンスを示すべき。組立てやすさは最低基準ではないか。寝具の扱いや、ユニバーサルデザインの考え方、季節・地域特性の観点も整理すべき。
- 誰が使うかにより最低基準・推奨仕様は異なる（例：階段式トイレカーや段差のあるパーティションは高齢者には使いにくい）。標準化は平均値ではないことを示し、少数の対象者が置き去りにならないようにすべき。
- 最低基準と推奨仕様の２本立ては自治体が迷うため、基準は１本とすべき。物の品質規格は経済産業省等で検討されており、本分科会では使う人・そろえる人の目線での基準とすべき。保管・輸送の視点も加えるべき。

宇田川リーダーより、次のとおり総括。

- ３層の意味合いを明確にすること。
  - ３層を並べると「レベル」のように受け取られ、特に最低基準と推奨仕様が並び立つ形で自治体に示されることになる。
  - オプションがレベルではないのであれば、３層は単純な階層ではないことになる。それぞれが何を示すのかを明確にし、自治体がイメージを持てるよう整理すること。
  - 作業は当面３層で進めてよい。ただし、最低基準と推奨仕様の位置付けがあいまいなまま示すと、かえって自治体の混乱を招くおそれがある。この点に留意して第２回までに整理すること。

・ 既存の基準・取組との関係を整理すること。
  - 物の品質規格は経済産業省、食料は農林水産省や学会の認証制度などで、既に取組が進んでいる。それらとの関係を整理すること。
  - 仕様の良し悪しは運用と切り離せない。物だけを見るのではなく、誰がどのように使うのかを含め、運用まで含めた定義と記載イメージを示し、第２回で改めて諮ること。
・ 要配慮者向けの品目を独立したカテゴリーとして扱うこと。
  - 要配慮者向けの品目をオプションの「対象者」として扱うと誤解を招く。要配慮者向けのカテゴリーとして整理すること。
  - ベッド等は、ユニバーサルデザインの考え方で、なるべく多くの人が使えるものを基本とすべきとの意見もあった。対象者に応じた扱いについては多くの意見が出たので、整理に反映すること。

(4) 論点③（重点品目の対象となる品目）について

事務局より論点③について説明。重点品目は第２回で確定する。

委員からの主な意見等は次のとおり。

・ 食料は、一つの品物の規格ではなく、主食（最低基準）、副食も含む（推奨仕様）のように、水準ごとに備える品物が変わる整理が馴染む。栄養や温食などの観点ごとに分けて整理すべき。おむつは、最低基準は備蓄があること、推奨仕様は複数のサイズをそろえることとなる。
・ 品目はおおむね妥当。ただし、トイレは携帯・簡易・仮設等で仕様が異なるため、品目をある程度絞って示した方が分かりやすい。
・ 必要な物資はフェーズにより変わる。発災直後に最初に使うものを優先して備蓄すべき。外部支援の届きやすさなどの地域特性により備えるべきものは異なる。健康への影響の観点から、シャワーも検討してはどうか。
・ 食べる・出す・寝る（ＴＫＢ）は行政が一定程度準備し、それ以外は個人で備えるという役割分担を選定の観点に示すべき。アレルギー対応食や乳児用品など個人の備えだけでは足りないものは行政が対応すべき。風呂・洗濯の必要性も指摘されている。
・ 重点品目を選ぶ根拠やプロセスを、定量的な基準も含めて示す工夫が必要。

宇田川リーダーより、次のとおり総括。

・ 委員の意見に共通していたのは次の点である。
  - まず、重点品目は「備蓄上の重点」ではないことを明確にする必要がある。
  - その上で、最初に取り組む品目は自治体への影響も大きい。どのような思想で選定したのかを示す必要がある。
・ 全体の中でどのような考え方・プロセスを経てこれらの品目に至ったのかを示すこと。選定の観点や根拠を明らかにすることが求められる。
・ 本論点は結論を出すのではなく意見交換との位置付けであった。事務局は本日の意見を踏まえ、品目選定の考え方を全体として整理し、第２回で示すこと。

(5) 論点④（食の質の扱い範囲）について

事務局より論点④について説明。追加の意見は、後日送付する様式で受け付ける。

委員からの主な意見等は次のとおり。

- アレルギー対応食品は特定原材料の不使用の範囲程度しか仕様の違いがなく、仕様として定める余地は小さい。
- 美味しさ・嗜好性は自治体の仕様にすることは難しいが、味の種類の多様性の記載はあり得る。
- 食べ慣れた食品の備蓄は重要であり、地域特性も関係する。非常食は製品により味の差が大きい。
- 災害救助法の事務取扱要領にある「メニューの多様化」「適温食」「栄養バランス」等の既存の記載を基準として示す方が、行政には受け入れやすい。
- 美味しさは、メニューの多様化等の表現で基準化できる。期限の近い物資は、食品以外も含めて訓練での配布や寄付等の活用方法を示すべき。日頃使わない物資の利用機会の提供も重要。

宇田川リーダーより、次のとおり総括。

- 本論点には幅広い意見があったので、まず事務局で論点を整理すること。
- 味に関する観点は、「美味しさ」としてひとまとめにせず、「飽きない」「食べ慣れている」など要素に分けて整理すること。
- 災害時の食については、既に様々な取組があり、方向性が示されているものもある。
    - 例として、農林水産省の取組、災害食の ISO などの動き、長期保存とローリングストックのバランスに関する検討などが挙げられる。
    - 第一の目的は被災地・現場の自治体を支えることである。ただし、国として打ち出す以上、これらの既存の取組との連携を視野に入れてまとめること。
- 委員の意見はいずれも知見に基づくものである。本分科会で扱うものと検討会で幅広く扱うものに分け、検討に生かせるよう事務局で取りまとめること。

(6) 今後の進め方

- 第２回分科会は１１月１６日（月）９：３０～１１：３０にオンラインで開催予定。本日の議論を踏まえた枠組みの確認、全品目の整理、重点品目の確定、食の観点の整理、第２回検討会への中間報告案を議題とする。
- 論点③・④の深掘りと、仕様・質に関する課題について、事務局が送付する様式で委員の意見を伺う。

(7) 全体総括（宇田川リーダー）

- 論点①について
    - 全品目と重点品目の 2 段階に分けて進めることで合意が得られた。事務局はこの方向で作業を進めること。
    - あわせて、重点品目の表現と標準化の目的・考え方を整理すること。
- 論点②について

- 最低基準と推奨仕様の 2 本立てに対する意見もあったが、当面は 3 層構造で作業を進めることとし、自治体が混乱しないよう、各層の定義と例示を明確にし、第 2 回で改めて確認する。

・ 論点③・④について

- 品目選定の考え方、食の質の観点について多くの意見が出た。
- 意見書で寄せられる追加意見とあわせて整理し、第 2 回の重点品目の確定と食の観点の整理につなげること。
- 委員の意見の取りまとめについては本分科会で反映すべきものと、より大きな観点からの意見が含まれている。後者は別資料での取りまとめも含め、検討会や今後の防災施策に反映できるよう整理すること。

以　上